

課題解決型高度医療人材養成プログラムについて (抜粋)

※本資料は、「課題解決型高度医療人材養成プログラム」の事業概要等を説明した資料です。
公募要領については、今後、本事業の選定・評価を行う「課題解決型高度医療人材養成推進委員会」において審議を行う予定であることから、資料に記載されている内容の変更もありますので御留意願います。

なお、正式な公募の際には、文部科学省ホームページ等でお知らせいたします。

平成26年2月
文部科学省高等教育局医学教育課

1. 事業の背景・目的

- 我が国は、急速な少子高齢化の進展及び疾病構造の変化等が進む課題先進国であり、国民が健やかで幸福な人生を全うできる「健康長寿社会」を実現するため、日本再興戦略、健康・医療戦略等で掲げられた施策の展開を通じて、活力ある社会の構築を目指しています。
- 健康長寿社会への実現や、国民からの多様な医療ニーズに対応していくためには、国民が安心して質の高い医療を受けられる医療提供の構築とともに、医療現場の様々な諸課題に対応していくことが必要であり、大学・大学病院を通じて高度医療を支える人材の養成や大学病院の機能強化が求められています。
- 大学・大学病院が地域社会等に対してより一層の貢献を果たすためには、現在課題とされている分野における人材養成の更なる強化が必要であり、例えば、医療の安全管理や院内の感染制御等、病院運営の基盤となる領域に関する専門人材や、難治性疾患や高難度手術等、高度な知識・技能が必要とされる分野に関する専門人材の養成等が急務とされています。
また、多職種連携によるチーム医療が推進される中で、看護師・薬剤師等をはじめとするメディカルスタッフにおいても、看護学部・薬学部学生等に対する質の高い臨床実習の充実や高い指導能力を持った実習指導者の養成等が喫緊の課題となっています。
- これらを踏まえ本事業では、高度な教育力・技術力を有する大学が核となって、我が国が抱える医療現場の諸課題解決に対して、科学的根拠に基づいた医療が提供でき、健康長寿社会の実現に寄与できる優れた医療人材を養成するため、大学自らが体系立てられた特色ある教育プログラム・コースを構築し、全国に普及させ得るべく、高度な医療人材の養成に取り組む事業を選定し支援します。

2. 事業の概要

(1) 選定件数

- ・ **取組1：医師・歯科医師を対象とした人材養成** 14件
 - (1) **横断的な診療力とマネジメント力を兼ね備えた医師養成**
 - ① 医療の質管理領域（医療安全・感染制御） 2件
 - ② 災害医療領 2件
 - ③ 臨床医学・研究領域 2件
 - (2) **特に高度な知識・技能が必要とされる分野の医師養成**
 - ① 難治性疾患診断・治療領域（臨床病理を含む） 2件
 - ② 高難度手術領域 2件
 - ③ 小児周産期領域 2件
 - (3) **健康長寿社会の実現に貢献する歯科医療人養成** 2件
- ・ **取組2：看護師・薬剤師等のメディカルスタッフを対象とした人材養成** 12件
 - (1) **地域での暮らしや看取りまで見据えた看護が提供できる看護師の養成** 4件
 - (2) **指導力を有し地域医療で活躍できる薬剤師の養成** 2件
 - (3) **チーム医療に貢献でき、高い指導能力を持ったメディカルスタッフの養成**
 - ① 生体機能回復支援領域（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士） 2件
 - ② 生体機能診断支援領域（診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士） 2件
 - ③ **口腔機能回復支援領域（歯科衛生士、歯科技工士）** 2件

※詳細は「課題解決型高度医療人材養成プログラム概要」を参照してください。

(2) 申請区分

- ・単独事業：1 大学が単独で行う事業
- ・共同事業：代表して申請を行う大学（申請担当大学）とその他の大学（連携大学）が双方向の連携により共同して行う事業（※分担金の無い大学は、本事業における連携大学とは見なしません。）

※詳細は「課題解決型高度医療人材養成プログラム概要」を参照してください。

(3) 事業規模

- ・補助金交付額（初年度） 取組1：50,000 千円以内／年、取組2：25,000 千円以内／年
- ・補助事業上限額（初年度） 補助金交付額の2倍
- ・補助金申請額は、補助金交付額を目安にしてください。
- ・補助事業の総額が補助金交付額を超える場合、差額は各大学の自己負担となります。
- ・補助金交付額は、事業内容や連携大学数、定量的な数値目標等に応じて決定します。
- ・次年度以降の補助金交付額については、予算の状況により減額する場合があります。

(4) 事業補助期間

- ・5年間以内（予定）

(5) 申請要件

- ・※詳細は「課題解決型高度医療人材養成プログラム概要」を参照してください。

3. 申請手続

(1) 申請期間

(2) 申請方法

(3) 提出部数

(4) 提出先

(5) 留意事項

- ・他の補助金等による経費措置を受けている事業（申請中・申請予定を含む）と同一又は類似と思われる事業については、重複補助を避けるため、選定対象外とします。
- ・申請書に、重大な誤りや虚偽の記載があった場合、記入要領に従っていない場合（ページ数超過等）は、選定対象外とします。選定後に判明した場合は、選定が取り消される場合があります。
- ・提出後の申請書等の差し替えや訂正は認めません。

4. 選定手続

(1) 選定方法

(2) 選定スケジュール（予定）

(3) 選定後の手続き

5. 公表等

- ・ 募集締切後、申請大学名及び事業名を公表します。選定された事業については、事業内容等を公表します。
- ・ 文部科学省では、選定された事業に係る事例集等の作成やフォーラムの開催を行う場合があります、その際は選定大学にご協力いただきます。なお、文部科学省が作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属します。
- ・ 選定大学には、他大学への普及活動や社会への情報提供のため、自らホームページを活用するなどにより、事業の内容、経過、成果等の公表を積極的かつ継続的に行っていただきます。

6. 実績報告・評価

(1) 実績報告書

- ・ 選定された事業については、毎年度、「大学改革推進等補助金交付要綱」に定める実績報告書を提出していただきます。

(2) 事業成果の検証及び評価の実施

- ・ 事業の成果について、毎年度フォローアップ調査（受入人数等）を実施し検証します。検証の結果によっては、次年度以降の計画の変更や補助金の減額を行う場合があります。また、成果の見られない大学に対しては、事業期間終了を待たずに支援を停止します。
- ・ 選定された事業について、中間評価等の実施を予定しています。

(3) 補助期間終了後の事業の継続

- ・ 本補助金の趣旨に鑑み、補助期間終了後も各大学において事業を継続させることを念頭に事業を実施してください。

課題解決型高度医療人材養成プログラム概要

取組	取組1－(3) 健康長寿社会の実現に貢献する歯科医療人の養成
趣旨	<p>○急速な高齢化に伴い、今後、医療・介護ニーズの更なる増大及び変化が見込まれる中、高いQOLを保つ健康長寿社会の実現は喫緊の課題です。</p> <p>○健康長寿社会を実現するためには、歯科医療の側面からは、食べる、話す、息をするといった極めて大切な口腔機能を生涯を通じていかに正常に維持できるかが重要です。また、近年、口腔保健が全身の健康に及ぼす影響について注目されており、歯科疾患と全身疾患（心疾患、糖尿病、認知症など）の関わりに関する研究や診療等の推進が期待されています。</p> <p>○そのため本テーマでは、国公立大学を通じた歯学部間の連携により、上述の医療・介護ニーズに対応した歯学教育改革を推進することにより、健康長寿社会の実現に貢献できる優れた歯科医療人養成プログラム・コースを構築し、全国に普及させ得る優れた事業計画を選定し、支援します。</p>
申請要件 (全ての要件を満たすこと。)	<p>○歯学部を置く大学が連携（2大学以上）した共同事業により申請すること（単独事業は不可）。これに加えて、歯学部を置かない大学が連携大学として参加することも可能。</p> <p>※連携大学は、医学部、工学部、歯科衛生士学校（大学）又は歯科技工士学校（大学）として指定されている学科又は専攻を置く大学など、本事業の趣旨に沿っていけば分野は問いません。</p> <p>※分担金のない大学は連携大学とは見なしません。</p> <p>○申請担当大学は歯学部歯学科を置く大学</p> <p>○申請（参加）できるのは、各大学1件のみ（申請担当大学、連携大学問わず）</p> <p>○申請担当大学及び連携大学は、学部、大学院、臨床研修のいずれか又は複数の教育課程等において、本事業の趣旨・目的に沿った教育プログラム・コースをそれぞれ1つ以上設けること。</p> <p>○歯学教育の質の向上（優れた入学者の確保、学生の学力向上、診療参加型臨床実習の充実等）に積極的に取り組んでいること（今後の予定を含む）。</p>
養成する医療人	○歯科医師（加えて、歯科衛生士、歯科技工士等の関係職種の養成も可能）
教育プログラム・コースの教育課程上の位置づけ	<p>○大学（学部、大学院）に在籍する学生を対象とした教育プログラム・コース</p> <p>○又は、大学病院における臨床研修の研修生を対象とした教育プログラム・コース</p> <p>○教育プログラム・コースは、養成する人材に求められる資質や能力を涵養するために必要な教育内容を、複数の科目等により体系的に編成したものとする。</p> <p>※科目等履修や公開講座等による教育プログラム・コースは本事業の対象外とします。</p>
取組例	<p>○歯科疾患と全身疾患の関わりに関する研究を担う歯科医師養成コースの開設</p> <p>○在宅歯科医療（高齢者歯科医療）を担う歯科医療人養成コースの開設</p> <p>○入院患者の口腔ケア・口腔機能改善を担う歯科医療人養成コースの開設</p> <p>○医療系以外の他分野（理工学、情報学、経済・経営学、心理学、農学等）との連携による境界領域・新規領域を担う歯科医療人養成コースの開設</p> <p>○健康長寿社会の実現に向けた革新的歯科医療機器の開発・実用化を担う歯科医療人養成コースの開設</p> <p>（注）「取組例」はあくまで例示であり、申請に当たっては、テーマの趣旨等に鑑みて各大学の特色や強み等も活かしながら自由な発想で申請を行ってください。</p>
選定予定件数	2件
事業規模	<p>・補助金交付額 50,000千円以内/年</p> <p>・補助事業上限額 補助金交付額の2倍</p>

課題解決型高度医療人材養成プログラム概要

取組	取組 2 - (3) チーム医療に貢献でき、高い指導能力を持ったメディカルスタッフの養成
趣旨	<p>○医療の高度化、患者のニーズの多様化、チーム医療の推進など、我が国の医療を取り巻く環境は常に変化しています。</p> <p>○各種メディカルスタッフを養成する大学においては、それらを踏まえた教育の改善・充実が求められ、臨床実習前教育の充実、臨床実習を効果的に実施するため、実習指導者の養成による実習内容の充実、大学教員と実習指導者との連携強化が課題となっています。</p> <p>○そのため本テーマでは、<u>大学と実習先病院等が連携し、学部教育プログラムの改善・充実、実習指導者教育プログラムの開発に取り組むなど、チーム医療に貢献でき、高い指導能力を持つメディカルスタッフ養成プログラム・コースを構築し、全国に普及させ得る優れた事業計画を選定し、支援します。</u></p>
取組領域	<p>①生体機能回復支援領域（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士）</p> <p>②生体機能診断支援領域（診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士）</p> <p>③口腔機能回復支援領域（歯科衛生士、歯科技工士）</p>
申請要件 (全ての要件を満たすこと。)	<p>○申請担当大学は上記取組領域に掲げる各メディカルスタッフの受験資格が得られる課程を置く大学（開設後、学年進行中の学部・学科等は申請不可。）</p> <p>○申請できるのは、<u>取組領域ごとに各大学1件（申請担当大学として。連携大学としての件数は問わない。）。</u></p> <p>○<u>学部教育プログラム、実習指導者教育プログラムの両方を実施するものであること。</u></p> <p>○各取組領域とも、<u>実習先病院との連携を必須とする。</u></p> <p>○<u>学部教育プログラムに、下記養成する医療人に掲げる他のメディカルスタッフとの連携を図り、「チーム医療」に関する内容を盛り込むことを必須とする。</u></p> <p>なお、③口腔機能回復支援領域については、歯科医師との連携を図れる内容を盛り込むことも必須とする。</p>
養成する医療人	<p>○理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士の各種メディカルスタッフ</p>
教育プログラムの教育課程上の位置づけ	<p>○大学(学部)に在籍する学生を対象とした体系性のある教育プログラムを設定する。</p> <p>○上記と併せて、実習施設において当該申請に係る大学の学生の実習指導を担当する者を対象とした体系性のある教育プログラムを設定する。例えば大学院のコースや、履修証明書を交付できるもの（学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条に規定する特別の課程）、それに相当する学修量のプログラム等が挙げられる。</p>
取組例	<p>○チーム医療に貢献でき、高い技術力をもつメディカルスタッフの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の大学、実習先病院が連携し、チーム医療の実践教育プログラムを実施 ・大学と実習先病院が連携し、高い指導能力をもつ実習指導者教育プログラムを実施 ・大学の実務家教員のキャリア向上のために実習先病院での実務研修を実施 ・円滑な臨床実習のための大学教員のサポート体制の充実 ・地域の医療ニーズを踏まえた教育を実施するため、地域の関係機関との連携 等 <p>※補助事業終了後も、各大学において事業を継続的に実施できる教育プログラム・コースを構築すること、また、他大学等に取組・成果等が波及できる教育プログラム・コースを検討すること。</p> <p>(注)「取組例」はあくまで例示であり、申請に当たっては、テーマの趣旨等に鑑みて各大学の特色や強み等も活かしながら自由な発想で申請を行ってください。</p>
選定予定件数	各取組領域2件 合計6件
事業規模	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付額 25,000千円以内/年 ・補助事業上限額 補助金交付額の2倍

「健康長寿社会の実現に貢献する歯科医療人養成」事業の概要

平成26年度予定額: 5千万円 × 2件 = 1億円

●急速な高齢化に対応するためには健康長寿社会の実現(健康寿命の延伸)が喫緊の課題

平均寿命と健康寿命の差

性別	平均寿命 (年)	健康寿命 (年)	差 (年)
男性	79.55	70.42	9.13
女性	86.30	73.62	12.68

出展: 「平成22年完全生命表」、厚生科研「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」(厚生労働省作成)

●健康長寿社会を実現するためには、
✓生涯を通して正常な口腔機能の維持
✓口腔疾患と全身疾患の関わりに関する領域の高度化
✓超高齢社会に対応した歯科医療等への対応が必要

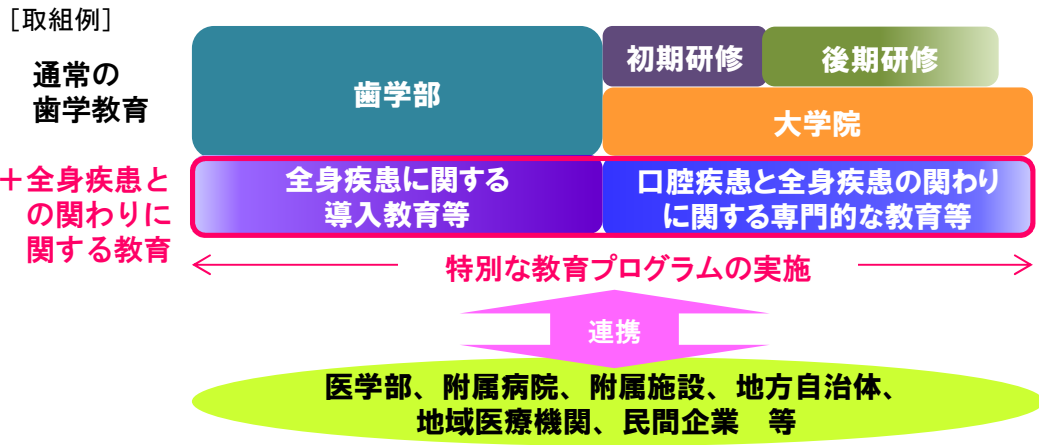
介護給付費の将来推計

年度	介護給付費 (兆円)
H24	8.4
H27	10.5
H32	14.9
H37	19.8

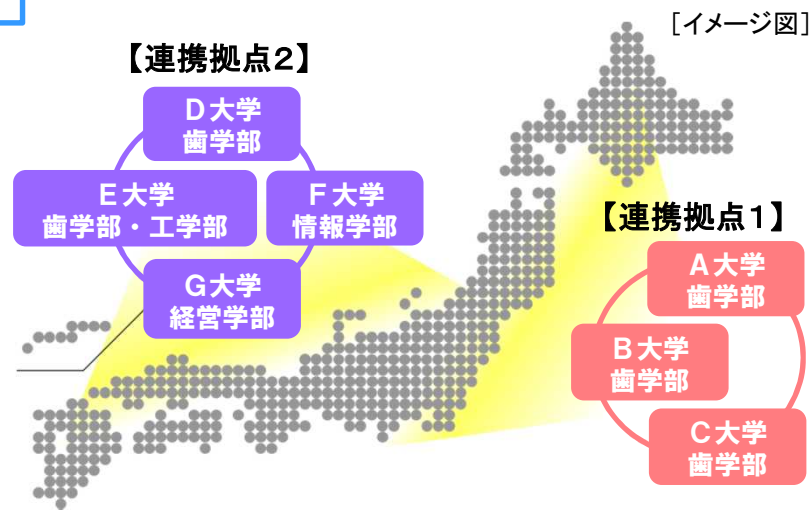
出典: H24.3厚生労働省推計

対応 ●国公立大学を通じた歯学部間の連携により、**健康長寿社会の実現に貢献する優れた歯科医療人養成モデルを構築し、全国に普及**

※各大学の自由な発想に基づき、課題解決に向けた事業計画を立案
 ※最も優れた事業計画を選定し支援



※各連携拠点にける取組の成果を全国へ普及



成果

- 大学における歯学教育改革の推進
- 国民の期待に応える優れた歯科医師等の養成

効果

- 健康長寿社会の実現

③チーム医療に貢献でき、高い指導能力をもったメディカルスタッフの養成

課題

- ◆ 医療の高度化、患者のニーズの多様化を踏まえた、臨床実習前教育と臨床実習の充実
- ◆ 臨床実習を効果的に実施するため、実習指導者の養成による実習内容の充実
- ◆ 大学教員と実習指導者との連携強化

対応

大学と臨床実習先である病院等が連携を強化し、新たな教育指導体制を構築する

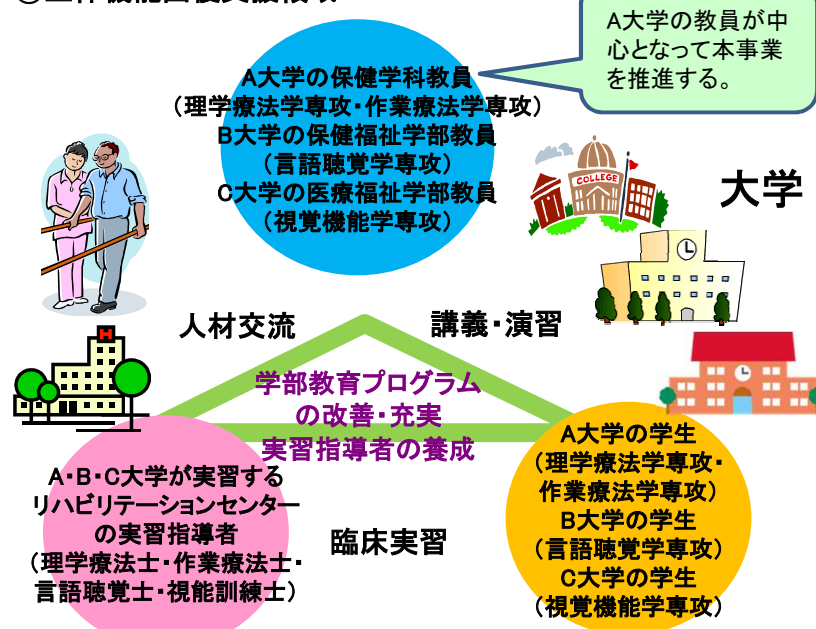
教育プログラム改善・充実および実習指導者養成の必要性

- ① **生体機能回復支援領域（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士）**：近年、理学療法士は整形外科疾患の患者に限らず、脳卒中発症後患者の急性期リハビリテーションや糖尿病患者の運動療法等、様々な疾患をもつ患者への対応が期待されている。また、作業療法士・言語聴覚士については摂食・嚥下チームのチームメンバーとしての役割が期待されていたり、視能訓練士については高齢患者や糖尿病患者の視力低下等の検査・指導等について役割が期待されていたりする。患者のリハビリテーションに対するニーズが多様化し、その対応が求められており、学部教育においては、特に臨床実習で幅広い内容を効果的に教育する必要がある。
- ② **生体機能診断支援領域（診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士）**：近年、診療放射線技師については、「がん対策推進基本計画」に基づく放射線治療等の役割、臨床検査技師については、生理学的検査や遺伝子・染色体検査、生殖医療検査等、様々な高度な検査の役割、臨床工学技士については、高度化する医療機器のより安全な管理の役割について期待が高まっている。いずれも高度で実践的な技術力を必要としており、臨床の診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士が積極的に学部教育に関わる必要がある。
- ③ **口腔機能回復支援領域（歯科衛生士、歯科技工士）**：近年、歯・口腔の疾患がさまざまな全身の疾患に関与していることがわかってきており、栄養サポートチーム、摂食・嚥下チーム、呼吸サポートチーム等の医療チームにおいて、口腔内ケアにおいて歯科衛生士・歯科技工士は重要なチームメンバーである。特に歯科技工士が口腔内ケアに参画し、口腔内の器具の開発・改良を提案することで、より効果的な口腔ケア法を創出するといった役割も期待されている。医療チームの一員として活躍できる歯科衛生士・歯科技工士を育成するための実習内容など、教育プログラムの改善・充実が急務である。

事業の内容

- **大学、実習先病院等が連携し、学部教育プログラムの改善・充実を図る**
- 教育プログラムに「チーム医療」の要素を含める
- 実習指導者の指導能力を向上させるための指導者教育プログラムを開発し、実習先である病院等において高い指導能力をもつ**実習指導者を養成**する
- 教育の場と臨床の場での人材交流を実施する

①生体機能回復支援領域



成果

- 学部段階の臨床実習生を効果的に教育指導できる高い指導能力をもった実習指導者の養成
- 患者にとって安心・安全な医療が提供できるメディカルスタッフの育成

効果

- 国民に対する安心・安全な医療提供体制の構築
- メディカルスタッフの教育の連携が進むことによる医療の質向上